

外形標準課税対象法人に係る令和6年度税制改正について

・ 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応について

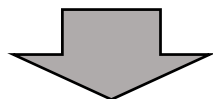
法人が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、継続雇用者給与総額の対前年度増加率3%以上等の要件を満たすときは、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。

また、中小企業者等が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、雇用者全体の対前年度増加率1.5%以上等の要件を満たすときは、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。

【改正前】

令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度
継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上（※1）

（※1）資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していることが要件とされています。



【改正後】

事業年度 対象法人	令和4年4月1日から 令和7年3月31日までに 開始する事業年度	令和7年4月1日から 令和9年3月31日までに 開始する事業年度
大企業 中堅企業	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上（※2）	
中小企業者等	継続雇用者の給与総額： 対前年度増加率3%以上	雇用者全体の給与総額： 対前年度増加率1.5%以上

（※2）資本金10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である場合又は事業年度終了時に常時使用する従業員数が2,000人を超える大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していることが要件とされています。